	■　ディーゼル車にあっては、目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
	■　フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
	（エア・クリーナ・エレメント関連）
	■　ディーゼル車にあっては、エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（エンジンオイル関連）
	■　エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	■　エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（燃料装置関連）
	□　ディーゼル車にあっては、燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（排出ガス減少装置関連）
	■　ディーゼル車にあっては、排出ガス減少装置（ＤＰＦ、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（その他）
	■　タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
	□　トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	□　トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	□　デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	□　デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目
　　「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

⑵　目標の立て方

当該年度に契約する旅客輸送業務の総契約件数に占める基準を満たす業務の契約件数の割合とする。

22―９　照明機能提供業務

⑴　品目及び判断の基準等

蛍光灯機能提供業務	【判断の基準】 ○次の要件を満たす機能提供型サービス（サービサイジング）であること。 ①使用目的に不都合がなく器具に適合する場合、蛍光ランプに係る判断の基準（ランプ参照）を満たす蛍光灯が使用されていること。 ②回収した蛍光灯のうち成型品で回収されたものについては再資源化率が95％以上であること。 ③蛍光灯の適正処理終了を示す証明書を発行し、顧客に提示できること。 【配慮事項】 ①使用済蛍光ランプの回収容器は、繰り返し使えるものを使用するなど、環境負荷低減に配慮されていること。 ②使用済蛍光ランプの回収に当たっては、施設管理者と協力し、破損なく回収するよう努めていること。 ③蛍光ランプの配送・回収に関し、定期ルート便や共同配送等の効率的な物流網を構築していること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の「機能提供型サービス（サービサイジング）」とは、蛍光灯の所有権を業務提供者から移さず機能のみを提供し、輸送・回収・廃棄にかかる責任を業務提供者が負う役務をいう。

２　判断の基準③の「蛍光灯の適正処理終了を示す証明書」は、電子マニフェストやＩＴを活用したマニフェスト管理システムなど証明書に準ずるものでも可能とする。

⑵　目標の立て方

当該年度に調達する蛍光灯機能提供業務の総件数とする。

22―10　小売業務

⑴　品目及び判断の基準等

庁舎等において営業を行う小売業務	【判断の基準】 ○庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあっては、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①容器包装の過剰な使用を抑制するための独自の取組が行われていること。 ②消費者の容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組が行われていること。 【配慮事項】 ○店舗において取り扱う商品については、再使用のために容器包装の返却・回収が可能なものであること、又は簡易包装等により容器包装の使用量を削減したものであること。

備考）１　判断の基準①の独自の取組とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することその他の小売業者自らが容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。